

EU法 I

科目ナンバリング PUL-305
選択必修 2単位

久保田 隆

1. 授業の概要(ねらい)

本講義では、EU法の「総論」ともいうべき、EUの根幹をなす法制度や歴史について学びます。具体的には、EUの全体像、歴史、EUの統治機構(立法・行政・司法)、EU法の法的性質、条約改正などを扱います。

日本が位置する東アジアには、EUに相当する制度は存在しません。国内法とも国際法とも一味違うEU法に触れることで、これまで学んできた法の世界に新たな「窓」を開くことが本講義のねらいです。

2. 授業の到達目標

①EU法およびEUに関する基礎的な事項について、最新の事情をふまえながら正確に説明できる。

②国内法および国際法と比較しながら、EU法の特徴を的確に言い表すことができる。

③EUにまつわる時事問題を法的視点から捉え直すことで、国際情勢を見る眼を養う。

3. 成績評価の方法および基準

【対面での試験を実施できる場合】学期末試験(100%)によって評価します(講義内容に関する質問・コメントなどを適宜募集し、その内容に応じて加点することがあります)。

【対面での試験を実施できない場合】学期末レポート(100%)によって評価します(加点については同上)。

4. 教科書・参考文献

教科書

庄司克宏 『はじめてのEU法』 有斐閣

参考文献

庄司克宏 『新EU法 基礎篇』 岩波書店

池本大輔＝板橋拓己＝川嶋周一＝佐藤俊輔 『EU政治論——国境を越えた統治のゆくえ』 有斐閣

中村民雄 『EUとは何か——国家ではない未来の形——〔第3版〕』 信山社

中村民雄＝須網隆夫〔編著〕 『EU法基本判例集〔第3版〕』 日本評論社

5. 準備学習の内容

【予習】毎回、講義の最後に翌週の内容を予告しますので、上記「教科書」の該当箇所を読んで予習してください。また、平日頃からEUに関する新聞記事やニュースにアンテナを張り、そこにどのような法的論点が潜んでいるかを調べてみてください。

【復習】講義を聴いてわからなかった点やもっと深く知りたいと思った点について、上記参考文献に目を通すなどして復習するようにしてください。

6. その他履修上の注意事項

・講義中にメモをとるためのノートを持参してください(スライド資料は、講義後にLMSにて配信予定)。

・質問や相談は、講義の前後に受け付けるほか、LMSにも専用の項目を設けます(内容の濃い質問やコメントは、翌週の講義でとりあげることがあります)。

7. 授業内容

- 【第1回】 イントロダクション
——春期の内容の概観|EUとは何か|EU法とは何か
- 【第2回】 EUの全体像
——EUの統治構造と活動内容|EUの性質|EUの正統性
- 【第3回】 EUの権限と諸機関
——共通外交・安全保障政策|EUの諸機関(欧州理事会・欧州委員会・EU理事会・欧州議会ほか)
- 【第4回】 EUの歴史①:EU創設までの歩み
——ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)|欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(Euratom)|マーストリヒト条約
- 【第5回】 EUの歴史②:ポスト冷戦期のEU【※LMSを利用したオンデマンド方式にて実施】
——ユーロ導入|EUの東方拡大|ヨーロッパ憲法条約の失敗|EUが直面する危機(ユーロ危機を含む)
- 【第6回】 EUの統治機構①:立法(1)
——欧州議会の強化|通常立法手続
- 【第7回】 EUの統治機構②:立法(2)
——「民主主義の赤字」|補完性原則
- 【第8回】 EUの統治機構③:行政(1)
——EUによる直接行政|委任立法と実施法令
- 【第9回】 EUの統治機構④:行政(2)
——加盟国によるコントロール(コミットロジー)|補助機関への権限委任
- 【第10回】 EUの統治機構⑤:司法(1)
——取消訴訟|EU司法裁判所と加盟国裁判所の関係(先決付託手続)
- 【第11回】 EUの統治機構⑥:司法(2)
——基本権保護
- 【第12回】 EU法の法的性質①:EU法の直接効果
——独自の法秩序|直接効果の意味
- 【第13回】 EU法の法的性質②:EU法の優越性
——EU法の優越性の意味|EU法の絶対的優越性|EU法の優越性と加盟国裁判所|国民的一体性条項
- 【第14回】 EU法における条約改正および加盟・脱退
——条約改正|加盟|権利停止|除名および脱退(「ブレグジット」を含む)
- 【第15回】 【対面での試験を実施できる場合】春期のまとめと学期末試験
【対面での試験を実施できない場合】春期のまとめと学期末レポートの講評